

「上尾郷二賢堂碑記」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文
上尾〇一	上尾郷二賢堂碑記	松平定常	林銑
			碑記揮毫
			市河米庵

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
広瀬群鶴	一八二二・文政五	宮本町	氷川鋏神社	

一. はじめに

本石碑は、上尾郷に私塾である聚正義塾が建設され、菅原道真と朱子とを併せ祀る二賢堂が建てられたことを書き記すために建てられたものである。私塾建設から三十四年後に、建設に寄与した雲室上人が上尾に再訪したことを契機として、石碑が作られた。同神社に立つ「雲室上人生祠之碑」（文政六年建碑）とペアのものと言える。

○写真1 石碑正面



上尾 郷二 賢堂 碑記

二. 翻刻並に訳注

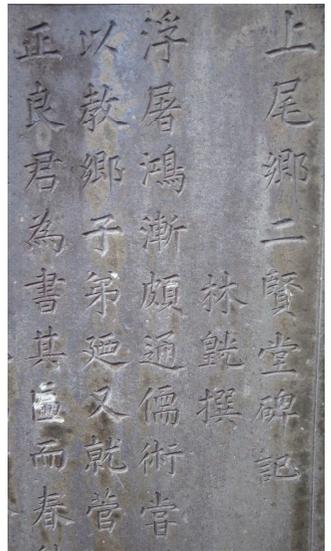
■ 翻刻

(正面)

◎ 篆額 (楷書)



○写真2 篆額



○写真3 「碑記」部分

上尾郷二賢堂碑記

林銚撰

市河三吏書

松平定常題額

浮屠鴻漸頗通儒術嘗游上尾郷與里人山崎碩茂謀創建義學以教郷子弟廼又就菅公祠以文公朱子並祀焉名曰二賢堂吾正良君為書其匾而春秋祭祀之典一皆取正於市河子靜實係天明八年事也属者介子靜之子孔陽請曰并祀之舉今已閱三紀而講學日以滋盛願賜一言以記之余乃為之言曰自學之不講而為士者皆汲汲乎功利之競名譽之求而仁義遜讓之風幾乎泯焉然其間名賢碩儒往往崛起使斯道賴以明於天下在我則贈相國菅公乃其人而在彼則文公朱子繼往開來之功固不待贊也盖其東西相望先後同揆德澤之覃被遐壤絶郷莫不顯然向風於戲盛矣哉詩曰高山仰止景行行止使郷之子弟敬瞻二公之在是祠也必将竦然興起相與勸勉晨夕講磨以從事乎此則去功利而就仁義謝名譽而尚遜讓在家則孝悌之行與居郷則長幼之禮成其風聲氣習之听暨雖委巷細民亦將視倣而知勸畏威而寡罪安知一郷之俗不靡然而變乎抑鴻漸非有斯道之責者碩茂亦力田自給之民乃能慨然留意於此自非志尚超乎流輩者盖不能也故予樂為之記以諗其郷人使益脩而勿廢云

文政五年歲次壬午冬十一月朔

山崎碩茂等建

廣羣鶴刻

*異体字等

- 吏 亥。 ○ 疋 定。 ○ 嘗 嘗。 ○ 崎 崎。
- 幾 幾。 ○ 贊 贊。 ○ 盖 蓋。 ○ 听 所。
- 能 能。 ○ 此 此。 ○ 歲 歲。 ○ 鶴 鶴。
- 就 就。 ○ 匾 匾。
- 哉 哉。 ○ 雖 雖。

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

上尾郷二賢堂碑記

林銚撰

市河三吏書

松平定常題額

浮屠鴻漸、頗通儒術。

嘗游上尾郷、與里人山崎碩茂謀、創建義學、以教郷子弟。

廼又就菅公祠、以文公朱子並祀焉、名曰二賢堂。

吾正良君爲書其扁、而春秋祭祀之典、一皆取正於市河子靜。

實係天明八年事也。

屬者介子靜之子孔陽、請曰、

并祀之舉今已閱三紀、而講學日以滋盛。

願賜一言以記之。

余乃爲之言曰、

自學之不講、而爲士者皆汲汲乎、功利之競、名譽之求、而仁義遜讓之風、幾乎泯焉。然其間名賢碩儒往往崛起、使斯道賴以明於天下。

在我則贈相國菅公乃其人。

而在彼則文公朱子、繼往開來之功、固不待贊也。

蓋其東西相望、先後同揆、德澤之所覃被、遐壤絕郷莫不顯然向風。

於戲、盛矣哉。

詩曰、高山仰止、景行行止。

使郷之子弟敬瞻二公之在是祠也、必將竦然興起、相與勸勉、晨夕講磨、以從事乎。

此則去功利而就仁義、謝名譽而尚遜讓、在家則孝悌之行興、居郷則長幼之禮成。

其風聲氣習之所暨、雖委巷細民、亦將視儆而知勸、畏威而寡罪。

安知、一郷之俗、不靡然而變乎。

抑鴻漸非有斯道之責者。

碩茂亦力田自給之民。

乃能慨然留意於此。

自非志尚超乎流輩者、蓋不能也。

故予樂爲之記、以諗其郷人、使益脩而勿廢云。

文政五年歲次壬午冬十一月朔、

山崎碩茂等建、

廣羣鶴刻。

● 訓 記

上尾郷二賢堂碑記。

林 訖撰。

市河三亥書。

松平定常題額。

浮屠鴻漸、頗る儒術に通ず。

嘗て上尾郷に遊び、里人山崎碩茂と謀り、義學を創建して、以て郷の子弟に教へんとす。
廼ち又た菅公祠に就き、文公朱子を以て並び祀り、名して二賢堂と曰ふ。

吾が正良君、ために其の扁を書し、春秋祭祀の典に、一に皆な市河子靜に正を取る。

實に天明八年に係るの事なり。

屬者、子靜の子孔陽を介して、請ひて曰く、

并せ祀る舉、今已に三紀を閱し、而して講學日に以て、ますます滋盛んなり。

願はくは一言を賜ひ以て之を記せん、と。

余乃ち之がために言ひて曰く、
學の講ぜられざりしより、士たる者、皆な汲汲乎として、功利を之れ競ひ、名譽を之れ求む。

而して仁義遜讓の風、泯ぶに幾し。

然れども其の間、名賢碩儒往往として崛起し、斯道をして頼みて以て天下に明かならしむ。我に在りては則ち贈相國菅公乃ち其の人なり。

而して彼に在りては則ち文公朱子、繼往開來の功、固より贊を待たざるなり。

蓋し其の東西相ひ望み、先後揆を同じくす。

德澤の覃被する所、遐壤絶郷も、顛然として風に向はざるは莫し。

於戲、盛んなるかな。

詩に曰く、

高山は仰ぎ、景行は行く、と。

郷の子弟をして二公の是の祠に在るを敬瞻せしむるや、必ず將に竦然として興起し、相ひともに勸勉し、晨夕に講磨し、以て事に従はんとするか。

此れ則ち功利を去りて仁義に就き、名譽を謝して遜讓を尚ばん。

家に在りては則ち孝悌の行ひ興り、郷に居りては則ち長幼の禮成らん。

其の風聲氣習の暨ぶところ、委巷の細民と雖も、亦た將に視倣して勸を知り、威を畏れて罪寡からんとす。

安んぞ知らん、一郷の俗、靡然として變ぜざらんや。

抑々鴻漸は斯道の責有る者に非ず。

碩茂も亦た力田自給の民のみ。

乃ち能く慨然として意を此に留む。

志尚の流輩より超ざる者に非ざるよりは、蓋し能くせざるなり。

故に予、樂しみて之が記をなし、以て其の郷人を諗め、益々脩めて廢すること勿らしむると云ふ。

文政五年、歲次壬午、冬十一月朔、

山崎碩茂等建つ。

廣羣鶴刻す。

●人物

○林銑 寛政五（一七九三）年から弘化三（一八四六）年。江戸の人。林家九代大学頭。

諱が甞、字は用韜、号が、櫻宇、また培齋等、通称又三郎。第八代大学頭述齋の三男。

佐藤一斎、松崎慊堂に学び、文政二（一八一九）年、二十六歳で見習御用として出仕し、

同十二年左近衛將監となる。天保九（一八三九）年、四十六歳で大学頭となり、同十二年、

家督を嗣ぐ。弟に鳥居耀藏、林復齋がいる。本碑文選述は、見習御用時代の三十歳のとき。

○市河三亥 安永八（一七七九）年から安政五（一八五八）年。名は三亥、字は孔陽、号

は米庵等、通称小左衛門。漢詩人で林家を支えた市河寛齋の長子。林述齋の門下で儒学を

学ぶが、書を好み、研鑽につとめた。北宋の書家米芾を尊崇し、米庵と号した。寛政十一

（一七九九）年には二十歳で書塾を開き、多いときは門人延べ五千人に達したという。諸

大名にも指南を行った。巻菱湖、貫名海屋とともに、幕末の三筆と称された。本碑文の揮

毫は、四十三歳のとき。

○松平定常 池田定常。明和四（一七六七）年から天保四（一八三三）年。旗本池田正勝の次男として江戸で生まれる。因幡国若桜（西館）藩の養嗣子となり、安永二（一七七三）年に七歳で家督相続。享和元（一八〇一）年に病と称して致仕し（三十五歳）、嫡男定興に家督を譲る。隠居後は冠山と号し、林述斎・佐藤一斎・松崎慊堂・谷文晁・司馬江漢・市河米庵・太田南畝・塙保己一・大窪詩仏ら、当時一級の文化人と親交を結び、毛利高標（豊後国佐伯藩）・市橋長昭（近江国仁正寺藩）らと共に「柳間詰の文芸三侯」（寛政の文学三侯）と称された。本碑文を揮毫したのは、五十五歳のとき。

○浮屠鴻漸 浮屠は、仏者の意味。雲室上人。宝暦三（一七五三）年から文政十（一八二七）年。信濃国飯山の浄土真宗光蓮寺に生まれる。江戸へ出て儒学者宇佐美瀧水に学ぶ。のち京都の本願寺で仏道修行を行うが、やがて再び江戸へ出て大学頭の林家に出入りして、朱子学を修める。本碑文にもあるが、天明八年に上尾へ来訪し、聚正義塾の開設と二賢堂の建立に力があつた。寛政三年には、江戸の光明寺の住持となり、以後はそこを拠点に仏道活動の傍ら、漢詩や絵画を多く生み出した。聚正義塾開設から三十数年ののち、「二賢堂碑」と「雲室生祠碑」が建てられ、その五年後に七十五歳で没した。

○山崎碩茂 通称、武平治。墓石に「文政九年、六十三歳で没」とあれば、生没年は、宝暦十二（一七六四）年から文政九（一八二六）年。上尾でかめ屋という旅人宿を生業とした旧家。学問好きで、江戸へ出て、石井七蔵に学んだこともあつたが、郷里に帰り家業を継いだ。かたわら地域の子弟の教育に力を注ぐなど、地域の名家であつた。聚正義塾を建てたのは二十五歳のときで、「上尾郷二賢堂碑記」の建立は五十九歳のとき。

○吾正良君 林鳳潭。宝暦十一（一七六一）年から天明七（一七八七）年。諱は信徹、字は子明、号は鳳潭。親族が付ける諡である私諡が、正良先生。林家第五代林鳳谷の孫。鳳谷が天明五（一七八五）年になくなると、その嫡子龍潭は既になくなっていたため、龍潭の嫡男である鳳潭が六代となった。しかし、鳳潭は、大学頭就任二年後の天明七年に死去した。本碑文や雲室の資料では扁額の揮毫者として正良の名があるが、雲室が上尾に赴いた天明八年には、正良は既に鬼籍に入っている。

○市河子静 市河寛斎。寛延二（一七四九）年から文政三（一八二〇）年。諱は世寧、通称は小左衛門、字は子静。号は寛斎、西野等。父はもと市河氏で、山瀬家の養嗣となり、山瀬氏となる。寛斎はじめは山瀬氏で、のち市河氏にもどした。安永五（一七七七）年に林家に入門。天明三（一七八三）年には湯島聖堂の啓事役となるなど、林家湯島聖堂グループの中心的人物として、漢学や詩作で活躍した。天明六年に田沼意次が失脚し、松平定信が実権を握ると、田沼派は退けられたが、寛斎も田沼に近かったため、同七年に辞職し、富山藩に藩儒として雇われた。以後富山と江戸を往復しながら活動を続け、同年には漢詩結社江湖詩社を結成、大窪詩仏ら多くの詩人を育てた。

○子静之子孔陽 市川米庵。
○菅公 菅原道真。承和十二（八四五）年から延喜三（九〇三）年。宇多天皇の信任を得て出世し、醍醐天皇のときには右大臣にまでなるが、藤原氏との政争に敗れ、太宰府に左遷されてその地で没した。天変地異が起こると道真靈魂の怨念だとされ、天満宮に天神として祀られた。のち太政大臣を追贈された。一方、当代随一の文化人として、漢文集や多くの漢詩・和歌を残し、学問や書道の神様としても祀られた。

○文公朱子 一一三〇年から一二〇〇年。諱は熹、字は元晦、号は晦庵など。諡は文公。宋学の大成者で、その学は朱子学と称された。江戸昌平黌の学問は朱子学を正統としていた。

○廣群鶴 正式には廣瀬群鶴。碑銘字彫師の名称だが、むしろ彼を頭領とする石工工房の名称とするのが実態にあうだろう。江戸後期から昭和まで九代続いた。東京を中心に数多くの作品を残しているが、幕末期には、「小笠原新はりの記」や「八丈島西山ト神記碑」など、政治的・歴史的に重要な碑文の雋刻も手がけている。埼玉県にも本碑以外に少ない。

○林錦峯 明和四（一七六七）年から寛政五（一七九三）年。諱は信敬。字は士行、通称大吉。錦峯は号。私諡は、簡順先生。実父は富田明親（信濃小諸藩藩主牧野康周二男）で、林家の養子となる。天明七年（一七八七）年、林鳳潭の死去を受け、跡を継いで幕府儒官となり、大学頭となった。林家七代。

●注

○浮屠 浮図とも。梵語 Buddha、または、その俗語の音訳。①仏、仏陀。②仏教。③仏者、僧侶。④仏塔。など。ここでは僧侶。

○鴻漸 雲室の諱。

○義學 公衆のために設けた私立の学校。義塾。

○菅公祠 菅原道真を祀る社、天満宮。

○吾正良君爲書其扁 信徴は、雲室が上尾に入る天明八年の前年になくなっており、「二賢堂」の扁額を揮毫することはできない。現存する扁額には「國子祭酒」「林信敬印」の落款がある。林信敬は、信徴の養子で、天明七年に、林家第七代となっていた。碑文のものとなる情報に誤りがあったのか。

○春秋祭祀之典 儒教の祭祀である積奠。

○取 役職などをつとめること。

○正 役職などの長。リーダー、司式者。ここでは積奠の司式者。

○閱 時間が経過する。

○三紀 紀は、十二支ひとまわりで、十二年。三紀で、三十六年。義学の開設から建碑の企てまでは、実際は三十四年間であった。

○講學 師が門弟共々学問について議論し研究する方法。朱子学で取られた。ここでは聚正義塾における教育・学問が盛んであることを言うのだろう。

○自學之不講 下文では、学問が低調になつていた中で、日本では道真公、中国では朱文公が出て、学問を盛んにしたと述べる。そうした大きなスパンでの話ということであれば、ここにいる「學之不講」とは、孔子と孟子の時代より後の状態を述べているものと思われる。より具体的には、戦国諸子による学問の混乱⇨孔子の教えの相対化、さらには秦始皇による「焚書坑儒」で、孔子の教えが断絶したことを言うのだろう。林家が信奉する学問である宋学（朱子学）においては、「孔子の教えは孟子が継承したが、その後正しい教え（道学）は断絶し、宋代においてようやく復活し、朱子によって大成した」という立場に立つ。

○士 総じては、統治行政に携わる階層の下級のもの。中国では、唐代以前では皇族や諸侯ではない下級貴族が中心で、宋代以降は科挙で選抜された士大夫が中心。日本では、平

安時代以前では皇族ではない下級貴族で、中世以降は僧侶も含む武士階級が相当する。

- 汲汲乎 あせり、ひたすら追い求めるさま。
- 功利 目前の功績と利益。
- 名譽 ここでは世間的な名声や栄誉。
- 仁義 仁愛と正義。
- 遜讓 へりくだって譲る。謙讓。
- 泯 滅亡する、消失する。
- 名賢 すぐれた賢人。
- 碩儒 大学者。
- 往往 あちらこちら、いたるところ。
- 崛起 突き出る。群を抜きん出て立ち上がる。
- 斯道 この道、儒教の道、聖人の道。「論語」雍也に「子曰、誰能出不由戸、何莫由斯道也（先生が言われた、誰でも出て行くのには戸口を通らなければならないのに、（人として生きてゆくのに）どうしてこの道を通るものがないのだろうか）」とある。
- 贈相國管公 相国は、中国では丞相、宰相。この職位は日本の平安朝では太政大臣にあたる。道真が、死後太政大臣を追贈されたことを言う。
- 繼往 過去のことを継承する。昔の聖人の教えを継承すること。
- 開來 未来への道を開く。聖人の教えを未来へ伝承させること。
- 功 具体的には朱子学を確立したこと。
- 不待贊 「あえて紹介するまでもない」の意。
- 相望 互いに見える。両者が相近いことを言う。
- 同揆 揆は、道、法則。同揆で、事柄が彼此合致すること。
- 德澤 恩徳、恩沢。
- 覃被 あまねく施し及ぶ。
- 遐壤 遠い土地、遠境。
- 絶郷 隔絶した土地。
- 顛然 仰ぎ慕うさま。
- 詩曰、高山仰止、景行行止 「詩経」小雅・車輦に「高山仰止、景行行止（高い山は誰もが自然と振り仰ぎ、大きな道は誰もが自然とそこを行く）」とある。道真公と朱文公の偉大な姿と功績に対し、人々が自然とそれを受け入れてついて行くことを例える。
- 敬瞻 つつしんで尊んで仰ぎ見る。
- 竦然 聳然に同じ。おそれつつしむさま、また高く聳えるさま。後者で解した。
- 興起 立ち上がる。
- 相與 一緒に。同学のものと一緒に。
- 勸勉 励み努める。
- 晨夕 朝から夕まで。一日中。
- 講磨 熟語はないが、研究研鑽の意味だろう。
- 孝悌 親に孝行を尽くし、兄や目上の人に素直に従う。「論語」学而に「有子曰、其爲人、孝弟而犯上者、鮮矣。……孝弟也者、其爲仁之本與（有若が言った、その人柄が孝行悌順でありながら、目上にさからうことを好むようなものは、ほとんどない。……孝と悌ということこそ、仁徳の根本であろう）」とある。

- 長幼之禮 年長者と年少者との間の順序や秩序といった礼儀。
- 風聲 人を動かす教え。また風俗。
- 氣習 気質と習わし。
- 委巷 陋巷。せまい路地裏で、貧民が住むところ。
- 細民 身分が低く貧しい人。
- 視儼 見て傲う。
- 知勸 熟語はないが、励み勤めるべきことを理解する。
- 畏威 威光を畏れること。
- 安知 「どうして分かるだろうか、いや分からない」の意だが、ここでは「一郷之俗」以下のことを、「どうしていそうとは思えない」の意味で解した。
- 一郷 郷村すべて。
- 靡然 なびき従うさま。
- 力田自給之民 力田は、力耕。農耕につとめるもの、農民。
- 慨然 氣力を奮い立たせる。
- 志尚 理想、決心。覚悟の心くらいであろう。
- 流輩 同輩、同じ地位や身分のもの。
- 廢脩（修養する）ことをやめる、と解したが、あるいは、私塾や二賢堂を廃れさせることを言うのかもしれない。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）
上尾郷二賢堂碑記。

【撰文者と揮毫者】

林銑の撰文。

市河三亥の書。

松平定常の題額。

「建碑の経緯」

【雲室の上尾来訪と義学の企て】

僧侶である雲室は、とても儒教の学問教えに通暁していた。

以前、上尾郷に遊歴したことがあった。

そのおり、上尾郷の人山崎碩茂と相談をし、在郷の子弟の教育のための私塾を創建してはどうか、という話になった。

【二賢堂の建設】

そこで、学問の神様道真公を祀る天満宮のあったところに、さらに中国きつての大学者である朱子を勧請して併せ祀り、二賢堂という名前を付けた。

さらに我が林家の先祖である大学頭林鳳潭正良先生（実は林錦峰）が、「二賢堂」の扁額を揮毫して贈った。

これは天明八年のことであった。

【二賢堂碑の企て】

近頃、上尾の人々が、市河寛斎の息子の市河米庵を仲介者として、私に依頼してきた。

それは「朱子先生を道真公と併せ祀り二賢堂を建ててから、今や三十数年を経過しました。この間、当塾における教育と学問は、日に日に益々盛んとなっています。そこでこの

ことについて、是非先生に一文を賜りたく存じます。それを碑記として碑文に刻み残したいと存じます」というものだった。

そこで私は、彼らの依頼に応えることとし、以下碑記を記すものである。

【碑記】

【孔子の教えの衰退】

(戦国諸子・秦始皇による孔子の教えの断絶により) 学問が講習されなくなってから、統治行政の担当者である士階級のものたちは、ひたすら目前の功績と利益を競いあい、名声と榮譽を追い求めるばかりで、仁愛と正義の追求、へりくだって譲り合うといった気風は、ほとんど滅びてしまった。

【道真公と朱文公の徳沢】

しかし、その中で、優れた賢人や大学者があちらこちらで突出するように立ち上がり、学問という聖人の道を、頼りにするものとして、天下に明かに示した。

そうした賢人学者としては、わが国においては、(追贈) 太政大臣菅原道真公が、まさにその人である。

またかの中土においては、朱文公先生が、先聖の教えを継承し、それを未来へ導く道を開かれた功績(朱子学を確立したこと)を挙げられたことは、あえて言葉を加えるまでもないだろう。

このお二人は、日本と中土という東西に分かれてはいるものの、互いに見えるほどその功績は近いものであり、時代の隔たりはあるものの、その偉大さは合致するものである。彼らの恩徳は、日本と中土にあまねく施し及ぼされ、(都会や田舎はもちろんのこと) 遠い辺境の地や隔絶した土地に至るまで、彼らを仰ぎ慕って、よき気風へと向かわないものはなかったのである。

ああ、なんと盛んなことではないか。

「詩経」にも言っている、「高い山は誰もが自然と振り仰ぎ、大きな道は誰もが自然とそこを行く」と。

【二賢を祀ることの効能】

この上尾郷の子弟たちに、この祠に祀られている道真公と朱文公とを謹んで仰ぎ見ることとさせたならば、彼らは必ず一念発起してすつくと立ち上がり、同学のものたちとともに学問修養に励み勤め、一日中研究研鑽にふけることを、おのれの行いとするだろう。

こうなれば、功績や利益を競い合う風潮から脱却し、仁愛と正義の追究といった聖人の導く道に就くことになり、名声や榮譽は遠慮して避け、謙遜謙讓を旨とするようになるだろう。

かくして家庭にあつては親への孝行と年長者への悌順(従うこと)が行われるようになり、郷里社会にあつては年長者と年少者との間の正しい順序や秩序といった礼儀が成し遂げられることになるだろう。

こうした良化された郷民の風俗や気質と習わしが広く及んでゆけば、狭い路地裏に住むような身分が低い貧民であっても、それを見て見習い、励み勤めるべきことを理解するようになるだろう。そしてお上の威光を畏れつつしむようになり、その結果、罪を犯すようなことも少なくなるだろう。

こうなれば「郷村中すべての人々の風俗が、風になびくように一斉によいものに変わっていくことがない」などとどうして言えるだろうか。(いや必ずや、郷村中のすべての人

々の風俗が、風になびくように一斉によいものにならなっていくのだ。

【雲室と山崎碩茂の偉大さ】

そもそも、雲室上人は、仏者であり、儒教について責任を持つべき方ではない。山崎碩茂にしても、一介の農民にすぎない。それなのに、氣力を奮い立てて、聖人の教えを継承するための私塾や二賢堂の建設に気持ちを込めることができている。その覚悟の心が、同輩のものたちから遥かに超越したものでなければ、到底こころざしはできないであろう。そこで私は、喜び楽しんでこの碑記を記すものである。

この碑記をもって、村人たちの戒めとし、今後益々修養して、怠ることがないようにと願う次第である。

【記事】

文政五年、壬午の歳の冬十一月朔、山崎碩茂等が建てた。

廣瀬羣鶴が字を彫った。

三、資料

(一) 「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年) 卷之百四十六足立郡之十二

●上尾領

◎上尾宿

..神社

○太神宮

「宿内の鎮守なり、神體は小鍬二挺あり、御鍬太神宮と唱ふ、其故は萬治の頃いづくよりか鍬祭りと唱へ、鍬二挺を打違ひに結び、白幣をさし、車に載せて引來りしを土地の童子等よりつどひ、囃子あるき當宿に至りしが、其後誰とて持行べきものなく、今の本陣役宮内が庭にをきしを、こゝに勸請し、彼鍬を神體とせし故に御鍬の名ありといひ傳ふ、則本陣役宮内の持なり、」

○天神社

「前社の境内にはあれど末社にはあらず、此村に住める山崎武内碩茂といへるもの、天明八年朱文公を相殿とし、二賢堂と號す、義學のさまになぞらへ農民の子弟を教へはげませり、然りしより釋奠の意にて、毎年冬至に祭義など行へり、彼武平次は郷士にして、世々免除の田地もありと云、持同じ、」

(二) 「武蔵国郡村誌」(明治十五(一八八二)年) 卷之十四

◎上尾宿

..神社

○鍬神社

「平社暨六十一間横十一間二分面積六百八十四坪宿の西南税地にあり豊鍬入姫命を祭る祭日一月五月九月共に十五日風土記に太神宮に作る」(以下風土記を引用)

..古跡

○二賢堂跡

「宿の西南にあり天明の頃宿内の学生山崎武平次なるもの市川寛釋雲室其他の諸儒を聘し義學を起し子弟を教授す其内に朱文公菅公を合祀し二賢堂と稱し毎年冬至に祭礼を行ひし

か漸々衰へ竟に廃絶す」(以下風土記を引用)

(三)「雲室隨筆(鈔)」「上尾市史」卷三より…補注を()で補った

「其翌々年天明八年戊申春子亭(石井七蔵、幼少よりの学友)と共に初て上尾に遊びぬ、子亭四五日滞留して歸りぬ、予又々教諭を初めしに物習人彼是來て日々教へけり、

其中武平治字碩茂なる人は久敷書を讀けるか、此人子亭にも学びしことありし故一日談すらく、

「古昔は郷學ありて一郷の人皆參りて學へりしとそ、其の今に残れるは下野足利學(足利學校)のみなり、是は小野篁の建たまひしと云、今天下文運時を得たり、何卒郷學を此地に建んや」とありけるに、

碩茂大に喜ひ即ち物習ふ人々に咄し合、幸ひに天滿宮の舊地に有けるを此處こそとて相談速やかに極まりしか、此のとき既に七月八日なり、

予乃ち法衣を脱して、碩茂と唯二人草のむらがりしげれるを分け入りなざかりければ、皆々大に感し我もくと立出一兩日の中にきれいなし、それより地形(建築物の基礎のため地面をならし突き固めること)をせんと予も土を運ひける故、皆々出精(精を出すこと)致し又四五日の中に地形の様になりたり、

扱各手にく槌杵様のものにてかたはしより打かため、我等は柱を建ん、我等は梁を上んとて忽に材木數十本集りたり、

其中に工みなるは役者にせん杯談せしに、本村といへる所に彌太郎といへる工の有けるか、此事を聞來て申けるは、「此度有難き館の建手候よし承りぬ、何卒職分の冥加に手間寄進仕だし遣ひ給て」と申、中壁塗男の有りしか是も「手間寄進仕たし」と出來ぬ、

予も余りの事に、扱々私なき事はかくも人の心に感するもの哉と難有(有り難く)覺し、それより材木は澤山に出來ぬ、

足利學に習ひ四間四面に建たりしに、又屋根葺者の近村に在しか兩人參りて是も「手間寄進したし」とて來りし故、七月八日に草をかり初めにし地を同廿二日に柱建し、九月中頃には早落成しける、

此事かなたこなたへ聞え、近村隣驛より物習ひすとて予を招きけり、

扱此事を早速林祭酒(祭酒は、塾の長官。大学頭。林錦峯)へも聞せ參らしければ大に感せられたり、其頃聖堂(湯島聖堂)の都講(塾頭)は市川小左衛門(市河寛齋)にて有しか、此人へ頼みければ承知被致(致され)、祭酒へも被申上(申し上げられ)、予へ相談被致、聖像(聖人孔子を祀ること)は恐れあれは、神祖(偉大な先祖。林羅山)の學は宋朝學(宋学、朱子学)にてまします故、朱文公こそよからめとて廻ち朱文公と天滿宮とを配食し(併せ祀る)奉り、

祭酒より二賢堂といふ額字を送られて早速に彫て掛ぬ、

小左衛門も被參(參られ)、十一月至日を以て釋奠(儒式の祭祀)の定例と定め、先つ遷座(神を移すこと。ここでは朱文公を神として二賢堂に招聘すること)し奉り、夫より至日(冬至と夏至)に小左衛門祭酒となり、郷生參り首尾能禮と々のへり、

扱小左衛門常祭式一冊を綴り、不朽の格として送られたり、是本子亭の勧めよりせし事故、子亭も喜び座坐釋奠共に勤めけり、

扱二賢堂の前に門を建、泰番門と號し額は小左衛門被書(書かれ)たり、其前に塾を置き聚正義塾と號し、釋奠の時は神供所とし常には物習う人の集り學ぶ所と

す、毎月朔望には驛の少年、近村の民皆来て宿役人讀法す（お触れを読み聞かせる）、其後予孝經よりはしめ、大學近思録の類講之（之を講じ）皆々有難しとて喜ひぬ、
予後光明寺住務せしに、今に上尾宿の郷生たえす來て、少年輩の常に塾に集り學ふ事を咄せり、

文政六年癸未春今祭酒（林述齋）に相願ひ二賢堂前へ碑を建つ。」

(四) 墓碑

・「山崎武平治の墓」上町一丁目遍照院

(五) 扁額

○写真1 全体（隸書体）



○写真2 落款(篆書体)



●翻刻
○本文

二賢堂

○落款

國子
祭酒

林印
信敬

四. 主な参考資料

① 翻刻

- ・「埼玉史談」第五卷第一号(一九三三)
- ・「埼玉縣史」第六卷第八章学事第四節縣内の私塾「聚正義塾」(一九三七)
- ・「埼玉県教育史金石文集」(一九六七)

② 論文など

- ・茅原東学「上尾郷二賢堂碑記と雲室上人生祠碑頌」『書苑』十卷第八号(一九一九)
- ・渡邊刀水「雲室上人」『伝記』(伝記学会、三卷五号、一九三六)『渡辺刀水集』一(青
裳堂書店、一九八五)所収)
- ・「埼玉縣史」第六卷第八章学事第四節縣内の私塾「聚正義塾」(一九三七)
- ・「上尾市史」卷三 資料編「雲室随筆(鈔)」
- ・同卷六 通史上第七章第三節一「郷学聚正義塾の開設」

以上

二〇二五年五月 薄井俊二訳す